

令和4年7月 勝山市定例農業委員会

1. 開催日時 令和4年7月25日（月） 午後1時30分

2. 開催場所 勝山市役所 第2・3会議室

3. 出席委員 農業委員10名 農地利用最適化推進員7名

会長	1番	松村 勤兵衛
会長職務代理	2番	辻 尊志
農業委員	3番	北山 謙治
	5番	山口 拓雄
	6番	山内 百合子
	7番	高野 忍
	8番	牧野 昌久
	9番	吉田 武博
	11番	田中 政男
	12番	酒井 清泰
農地利用最適化推進委員	1番	横山 定守
	4番	吉田 新一
	5番	前田 壽夫
	6番	松井 喜治
	7番	松田 数実
	8番	林 博史
	10番	鳥山 義昭

4. 審議内容・結果

議案番号	議案名	審議結果
議案第19号	農地法第5条第1項の規定による許可申請意見について	可決
議案第20号	農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請意見について	可決
議案第21号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について（所有権の移転）	可決
議案第22号	農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定による農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業による賃借権の設定）	可決
議案第23号	農用地利用配分計画（案）に対する意見聴取について（農地中間管理事業による賃借権の設定）	可決
議案第24号	現況証明願いについて	可決

- （報告事項）
- ・ 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
 - ・ 農地法第18条第6項の規定による通知について
 - ・ 農地の転用事実に関する照会の回答について

5. 農業委員会事務局 事務局長 鳥山 健一 係長 川村 聖市 書記 土井 仁美

6. 議事

事務局長

ただいまから、令和4年7月定例農業委員会を開催いたします。
また、農業委員は須見委員、滝本委員、農地利用最適化推進委員は田中昭司委員、坂上委員、廣瀬委員より欠席の旨、お聞きしております。
それでは、松村会長よりごあいさつを申し上げます。

松村会長

(会長あいさつ)
本日の日程ですが、次第に基づき定例農業委員会の審議を行います。
委員各位には厳正な審議をお願いすることになりますが、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

事務局長

ありがとうございました。
では、会議規則により、会長が議長として議事進行をお願いいたします。

議長
(松村会長)

これより本日の会議に入ります。
事務局より7月分の経過報告を申し上げます。

事務局

(報告)

議長
(松村会長)

報告はお聞きのとおりです。ご意見、ご質問はありませんか。
ないようですので、本日の議事録署名委員を
11番 田中 政男 委員、12番 酒井 清泰 委員の両名にお願いします。
これより議事に入ります。

議長
(松村会長)

日程第1 議案第19号 農地法第5条第1項の規定による許可申請意見についてを議題とします。
事務局より説明願います。

事務局

(説明)

議長
(松村会長)

このことについて、現地確認をしていただいた委員から報告を願います。
高野委員より報告をお願いいたします。

高野委員

先だって、7月19日に現地確認を行いました。昨年に立ち上がった組合で、農舎の建設をするということですし、写真を見ていただければお分かりのとおり、何ら支障はないと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長
(松村会長)

ありがとうございました。
報告はお聞きのとおりです。それでは審議に入ります。
ご意見、ご質問はありませんか。
ないようですので、これより採決いたします。
議案第19号は原案どおり「許可相当との意見を付して」承認することに異議
ございませんか。

委員

異議無し

議長
(松村会長)

それでは、議案第19号は、原案どおり、「許可相当との意見を付して」承認することに決しました。

議長 (松村会長)	続きまして、日程第2 議案第20号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請意見についてを議題とします。 事務局より説明願います。
事務局	(説明)
議長 (松村会長)	このことについて、現地確認をしていただいた委員から報告をお願いします。 酒井委員より報告をお願いいたします。
酒井委員	先週、現地確認をさせていただきました。先ほど説明がありましたとおり、中部縦貫道の建設の関係上、この砂利置場の期間を更に延長してほしいということです。砂利置場は2か所ありまして、資料を見ていただきますと、砂利の山があると思いますが、今日現在、その山も半分ほどになっておりました。今後この砂利置場が必要ということで、延長の申請がでておりますが、地主より苦情等もありませんし、問題はないかと思えます。
議長 (松村会長)	ありがとうございました。 報告はお聞きのとおりです。それでは審議に入ります。 ご意見、ご質問はありませんか。
牧野委員	今、この一時転用の申請は3年間とおっしゃっていましたが、状況を見ますと、中部縦貫道の工事はまだ続くようです。来年も使用したいということで、申請が出てきた場合は、絶対に延長できないのですか。
事務局	農用地の場合の一時転用については最大3年間の延長となっております。当該申請の場合はまた延長申請となるのか、新たに申請となるのか、県に問合せをしております。まだ回答がありませんが、中部縦貫道の公共工事ということで、来年度以降も必要であるということであれば、適切に対応していきたいと思えます。
牧野委員	分かりました。
議長 (松村会長)	その他ございませんか。 ないようですので、これより採決いたします。 議案第20号は原案どおり「許可相当との意見を付して」承認することに異議ございませんか。
委員	異議無し
議長 (松村会長)	それでは、議案第20号は、原案どおり、「許可相当との意見を付して」承認することに決しました。 続きまして、日程第3 議案第21号 につきましては、私が当事者となっておりますので、一旦退席させていただき、議長を職務代理と交替いたします。 (会長退席)
議長 (辻職務代理)	では、日程第3 議案第21号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集計画の決定(所有権の移転)について、を議題とします。 事務局より説明願います。

事務局	(説明)
議長 (辻職務代理)	このことについて、現地確認をしていただいた委員から報告を願います。 酒井委員より報告をお願いいたします。
酒井委員	先日の19日の日ですが、農地の確認を行いました。事務的な手続きについては、事務局から説明があったとおりです。本申請については特に問題ないかと思いますが、ご審議をお願いいたします。以上です。
議長 (辻職務代理)	報告はお聞きのとおりです。 それでは審議に入ります。ご意見、ご質問はありませんか。
高野委員	市で所有権移転登記をするということなのですが、例えば、農地に抵当がついていた場合、抵当権の抹消などは、当人にしてもらおうということになるのですか。
事務局	おっしゃるとおりです。最初に売主からあっせん申し出を受ける際に、土地の登記簿を確認させていただきます。その時点で抵当権が確認された場合は、当人に抵当権を抹消する手続きをしていただきます。
高野委員	手続き上、どうしても抹消できない場合、買主が抵当権がついていても問題ないといえば、そのまま所有権移転の手続きができるのですか。
事務局	抵当権の抹消について、私が知る限りではありますが、ご説明いたします。抵当権がついている農地は意外とございます。特に昭和の初めなどに設定された抵当権の場合、既にその会社が存在しないということもあります。そういった場合、基本的には、後身の会社等がすべての債権を引き継いでいくこととなると思います。しかし、あまりに古すぎて抵当権の登記者が分からないということもございます。そうすると、抵当権が抹消することはなかなか難しいのですが、法務局の供託という制度がございます。抵当権の登記者が行方不明のため共同して抵当権等の登記の抹消の申請をすることができないときに、法務局へお金を支払い、供託をした上で、単独で抵当権の抹消を申請することができるという制度です。その場合、金額が数百円、高くても数千円ということが多いです。そういった制度を使って、抵当権の抹消を行っていただくようお願いしております。
高野委員	抵当権がついていれば、対象農地に該当しないということでしょうか。
事務局	そうです。抵当権の抹消ができれば、対象農地とすることができます。
牧野委員	説明を聞いていて、この売主と北西俣ファームとの関係が分からないのですが、もともとは別の方が中間管理機構を通じて耕作されていたのですか。
事務局	この農地はもともと北西俣ファームが中間管理機構を通じて耕作をしています。
牧野委員	分かりました。
議長 (辻職務代理)	その他、ご質問はありませんか。 ないようですので、これより議案第21号について、原案どおり承認することに異議ございませんか。

委員	異議なし
議長 (辻職務代理)	<p>それでは、議案第21号については、承認することに決しました。 では、松村会長の入室を許可し、議長を交替いたします。</p> <p>(松村会長 入室)</p>
議長 (松村会長)	<p>ありがとうございました。議長を交代させていただきます。 では続きまして、日程第4 議案第22号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定(中間管理事業による賃貸借権の設定) 及び、日程第5 議案第23号 農用地利用配分計画(案)に対する意見聴取についてを議題とします。 これらは関連がありますので一括して行います。 事務局より説明願います。</p>
事務局	(説明)
議長 (松村会長)	<p>それでは審議に入ります。 ご意見、ご質問はありませんか。 ないようですので、これより採決いたします。 ではまず、議案第22号は、原案どおり承認することに異議ございませんか。</p>
委員	異議なし
議長 (松村会長)	<p>それでは、議案第22号については、承認することに決しました。 続いて、議案第23号について採決いたします。 議案第23号は、「適当である」旨の意見を付することに異議ございませんか。</p>
委員	異議なし
議長 (松村会長)	<p>それでは、議案第23号については「適当である」旨の意見を付することに決しました。 続きまして、日程第6 議案第24号 現況証明願いについてを議題とします。 当議案につきましては、北山委員が当事者(申請者)となっておりますので、一旦退席をお願いいたします。</p> <p>(北山委員 退席)</p>
議長 (松村会長)	では、事務局より説明願います。
事務局	(説明)
議長 (松村会長)	このことについて、現地確認をしていただいた委員から報告を願います。 高野委員より報告をお願いいたします。
高野委員	7月19日に現地確認を行いました。12ページの写真を見ていただければ、お分かりのとおり、現在は更地になっておりまして、非農地として認めることに問題はないと思いますので、よろしく願います。

議長 (松村会長)	<p>ありがとうございました。 報告はお聞きのとおりです。それでは審議に入ります。 ご意見、ご質問はありませんか。 ないようですので、これより、採決いたします。 議案第24号は、原案どおり承認することに異議はございませんか。</p>
委員	異議なし
議長 (松村会長)	<p>それでは、議案第24号については、原案どおり承認することに決しました。 次に、報告事項に入ります。農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局から報告願います。</p>
事務局	(報告)
議長 (松村会長)	このことについて、ご意見、ご質問はありませんか。
牧野委員	相続の所有権移転は登記も済んでいることかと思いますが、農業委員会への届出が必要なのでしょうか。
議長 (松村会長)	<p>これは、法律で届け出るよう定められております。農業委員会としても、農地台帳の管理を行っておりますので、報告していただかないと、次の所有者がだれかということが分かりませんので、必要な届出かと思えます。よろしいでしょうか。 続きまして、農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局から報告願います。</p>
事務局	(報告)
議長 (松村会長)	このことについてご意見、ご質問はありませんか。
牧野委員	昔は、田んぼを全部預けると、奨励金みたいなものがもらえたのですが、今はそういったものはないのでしょうか。
事務局	<p>今もございます。個人がもらえる部分は経営転換協力金というのですが、初めて機構に預け入れる場合であって、自分の所有している農地の全てを一括して預けるという条件がございます。また、今年度から、要綱が少し変わりました。地域集積協力金といいまして、地域で借り受ける方が新規も含め、一定の割合以上借りるともらえるものもありますが、経営転換協力金をもらえるのは地域集積協力金をもらえる地域に住んでいる方だけということになりました。制度が複雑なのですが、もし全部の農地を預けたいとのご相談があった場合は事務局にご連絡いただければ、制度の詳しい説明をさせていただきますので、よろしく願いいたします。</p>
牧野委員	わかりました。
吉田委員	2番ですが、森川と記載されていますが、西光寺ではありませんか。
事務局	申し訳ございません、その通りです。みなさま議案書の訂正をお願いいたします。失礼いたしました。
議長 (松村会長)	<p>その他ございますか。 ないようですので、次に農地の転用事実に関する照会の回答について、事務局から報告願います。</p>

事務局	(報告)
議長 (松村会長)	このことについてご意見、ご質問はありませんか。 その他に入ります。 農地パトロールについて事務局よりお願いします。
事務局	(説明)
議長 (松村会長)	このことについてご意見、ご質問はありませんか。 次に、全国農業担い手サミットについて事務局よりお願いします。
事務局	(説明)
議長 (松村会長)	このことについてご意見、ご質問はありませんか。 その他事務局よりありませんか。
事務局	農業者年金の推進名簿についてご説明いたします。 (説明)
議長 (松村会長)	この名簿にある方は、推進部長とともにお声掛けをしていただくとなっておりますが、それ以外の方でみなさんのご存じの方がいれば、事務局まで声をかけていただければと思いますので、よろしく願いたします。 その他ありませんか。
事務局	先月、牧野委員からご質問のあった、使用貸借となっている農地がどれだけあるのかについてご回答させていただきます。 (回答)
議長 (松村会長)	最後に、次回の定例農業委員会の開催について、事務局より説明願います。
事務局	次回の農業委員会は、8月25日(木)午後1時30分から、開催予定としております。 また、農地利用最適化推進委員会は後日、通知させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いたします。
議長 (松村会長)	全体を通して何かございますか。
山内委員	3年以上減反すると、畑とするということについてよろしいですか。
牧野委員	3年ではなく、5年以上水田をしなければ、転作の対象外とすると、再生協から説明があった件ですが、県の農業会議などで反対していただきたいと思っています。私たちは法人ですが、麦を耕作するために、畔を取ったのですが、田をすとなれば、畔を作り直さなければいけません。なぜ反対かという、千葉県や新潟県では転作を行っていないところもあるのですが福井県は転作を守っています。守っているのに、なぜ転作の対象から外されるのかということです。国が実態を分かっていないのではと思います。ですので、県の会議に行かれた時に、この制度のついて反対してほしいと思います。
山内委員	水田の減反の対象としないということは補助対象から外れるということですよ。そうすると、だれも耕作しなくなって荒地になってしまう可能性があると思います。

議長 (松村会長)	そういう問題もありますね。転作というのは水田に対して補助金が出て、畑に対しては出ません。例えば、三国などは畑がたくさんありますが、転作補助金は出ません。ですから、他の地域との兼ね合いというものもあるのかもしれない。あちらからすると、5年以上、稲を作らないのだから、畑と同じではないかとなる訳です。
牧野委員	でしたら、初めから転作に協力する必要はなかったのではないかと思います。国から転作しろということで行ったのに、今度は補助対象から外すというのは納得できません。
山内委員	我々は中山間地になりますので、山際ぎりぎりのところや狭小地で麦などを耕作しているところもあります。そこが補助対象でなくなると、耕作しない休耕地が増えてしまうと私は思います。
議長 (松村会長)	みなさんがおっしゃっていることは、よく分かります。県農業会議にも会議等で伝えてはいますが、あとは、全国農業会議選出の議員へ意見を伝える機会というものもありますので、またみなさんの意見を伝えてみたいと思います。
山内委員	今回で畑として見なされたものは、減反の対象にならないということは、減反しろという割合も減らしてもらわないと、また水稲しているところを減らして転作しろということになる。
牧野委員	減反で転作したところは、なかなか田んぼに戻らないと思います。
議長 (松村会長)	納得できるかは別として、国とすると、田んぼができないなら畑であると判断することとなり、田んぼの減反ではないですねと言いたいのだと思います。いずれにせよ、このことについては、機会があれば意見をお伝えさせていただきたいと思いますので、よろしく願います。 では、以上で7月定例農業委員会の全体会議が終了いたしましたので、閉会のことばを職務代理が申し上げます。
辻職務代理	閉会の言葉